

令和8年9月29日

墨田区長
山 本 亨 様

子ども文教委員会

委員長	おおこし 勝 広
副委員長	井 上 裕 幾
委 員	小 林 しょう
同	大 門 しろ
同	遠 藤 ミ ホ
同	たきざわ 正 宜
同	山 下 ひろみ
同	高 橋 正 利

墨田区横川さくら保育園及び同分園の指定管理者変更に伴う
保育の継続性の確保、保護者の不安解消等に関する要望書

墨田区横川さくら保育園及び同分園の指定管理者変更について、本委員会は付託された陳情第5号（墨田区横川さくら保育園及び同分園の指定管理者選定過程の検証及び次期指定管理者の再選定に関する陳情）を審査した結果、選定手続の公正性そのものに問題があったとは認められなかったため、不採択とすべきものと決定し、その後、本会議において委員会審査報告どおり決定されました。

しかし、①陳情活動や現法人と新法人との給与格差、パワハラ疑惑等を背景とした保育士退職の懸念、②保護者の間での不安の拡大、③引継業務に支障を来すおそれという現実の問題が生じています。

これらは、選定手続の適否とは別に、区立保育園として保育の継続性及び児童の安全・安心を確保する区の責務に関わる問題であり、墨田区公設保育所整備計画に定める公設保育所の役割及び区の既存の監督実務（導入後の観察・報告聴取・実地調査）に照らし、区が最終責任を果たすべき場面と考えたため、下記事項について万全な対策を講じられますよう、要望いたします。

また、区におかれましては、要望事項について速やかに対応し、その状況を本委員会に報告することも併せて要望いたします。

記

1 保育の継続性の確保

現法人に対し引継業務の履行を強く求め、区が調整、立会い等の主体的な関与を行う

こと。

2 保護者の不安解消

事実関係を正確かつ速やかに説明する機会を区の責任で設けるとともに、保護者からの意見、要望等については対応すること。

3 墨田区横川さくら保育園及び同分園に対するモニタリングの強化

- (1) 陳情の意見聴取の際に報告されたハラスメントが疑われる行為等について、引き続き調査し、ハラスメント行為の事実が確認された場合は、指導を行うこと。
- (2) 「墨田区指定管理者制度ガイドライン」には、指定管理者制度を活用した場合、区はモニタリングをすることが定められているが、当該園の運営状況・保育の質・労務管理状況、特にハラスメント行為についてもモニタリングすること。
- (3) 当該園の保育環境を守るため、区として必要な支援を行うこと。

4 保育士の退職リスクへの対応

- (1) 新法人における職員の再雇用状況及び選定時に示された園長・副園長を含む管理体制の維持状況を継続的に把握すること。
- (2) 現法人の保育士が引き続き保育士として働き続けられるよう、関係機関へ協力を要請すること。